

経済・財政一体改革における
「主な課題」について
(社会保障分野)

令和2年11月12日

経済・財政一体改革推進委員会
社会保障ワーキング・グループ

●10月6日の経済財政諮問会議で示された「主な課題」及び関連する改革工程表の改革項目について

主な課題	対応の方向性	【関連】改革項目（工程表）
①一人当たり医療費の地域差半減	● 感染症にも対応可能な病床の弾力的活用と地域医療構想の実現	29. 地域医療構想の実現
	● 診療報酬の包括化・簡素化	—
	● データ活用（供給側データ等）と医療サービスの標準化	39. データヘルス改革の推進（※うち、関係箇所）
	● 保険者機能の一層の強化（国保の法定外繰入の解消、都道府県内保険料水準の統一）	33. 地域の実情を踏まえた取組の推進（※うち、関係箇所）
②一人当たり介護費の地域差縮減	● データの徹底活用とアウトカムによる評価の加速	38. 診療報酬や介護報酬において、アウトカムに基づく支払いの導入等の推進
	● 保険者機能の一層の強化（介護予防の推進、更なる見える化等）	35. 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進 36. 第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策の検討
③介護分野の生産性向上	● ICT、ロボット、AI等の新技術の実装加速	39. データヘルス改革の推進（※） 47. ケアマネジメントの質の向上（※） ※うち、関係箇所
	● 小規模・零細・低生産性の社会福祉法人等の大規模化促進	44. 事業所マネジメントの改革等を推進（※うち、関係箇所）
④予防・健康づくりの産業化	● 健診データ等の活用とデータヘルスへの民間参入の促進	12. 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討 13. PHR推進を通じた健診・検診情報の予防への分析・活用 17. 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進

29. 地域医療構想の実現

- i. 地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化・連携の取組を促進
- ii. 病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討

進捗状況 (遅れている場合はその要因)	今後の取組方針
<p>i について</p> <p>骨太の方針2020においては、「感染症への対応の視点も含めて、質が高く、効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。」とされたところ。現在、厚生労働省では新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、地域医療構想を含めた今後の医療提供体制の在り方について議論しているところ。</p> <p>ii について</p> <p>令和2年度、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止に取り組む際の財政支援を新たに実施。</p>	<p>i について</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症対応では、感染症病床のほか、一般病床等でも多くの感染症患者を受け入れるなど、広く一般の医療提供体制（役割分担・連携）にも大きな影響が生じている状況。こうした状況を踏まえ、引き続き、社会保障審議会医療部会等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症等の感染拡大時における受入体制確保の在り方（医療計画や地域医療構想との関係など） ・地域医療構想に係る公立・公的医療機関等に対する具体的対応方針の再検証等の進め方 ・今後の人口構造の変化を踏まえた地域医療構想の工程 <p>など、今後の医療提供体制の在り方について議論を進めることとしており、地方自治体等の意見を丁寧に伺いながら、地域医療構想の進め方について早期に工程の具体化を図る。</p> <p>ii について</p> <p>令和3年度以降、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床機能の再編支援を実施する。</p>

- 各医療機関の診療実績データを分析し、公立・公的医療機関等の役割が当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか、合意された具体的対応方針を検証し、地域医療構想の実現に必要な協議を促進。

今後の取り組み

- 合意形成された具体的対応方針の検証と構想の実現に向けた更なる対策

- 全ての医療機関の診療実績データ分析に基づき、「**診療実績が少ない**」または「**診療実績が類似している**」と位置付けられた**公立・公的医療機関等**に対して、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえつつ、**医師の働き方改革の方向性**も加味して、**当該医療機能の他の医療機関への統合や他の病院との再編統合**について、地域医療構想調整会議で協議し改めて合意を得るように取組を進める。

分析内容

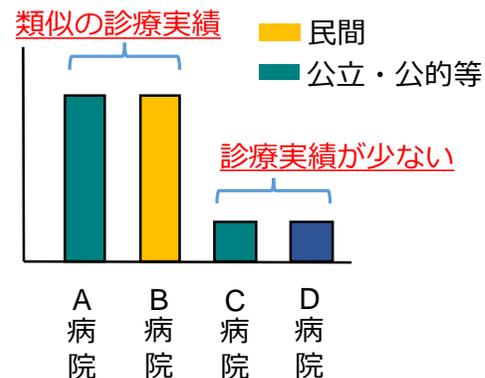
分析項目ごとに診療実績等の一定の指標を設定し、当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか分析する。重点化が不十分な場合、他の医療機関による代替可能性があるとする。

A 各分析項目について、診療実績が特に少ない。

B 各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している。

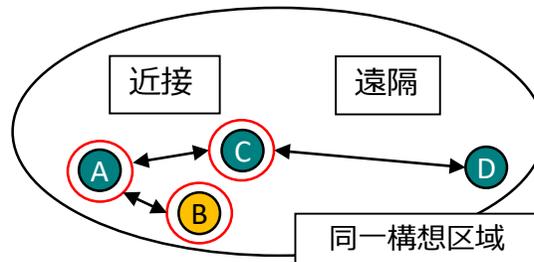
分析のイメージ

- ① 診療実績の**データ分析**
（領域等（例：がん、救急等）ごと）



- ② 地理的条件の**確認**

類似の診療実績がある場合のうち、**近接**している場合を確認



①及び②により「**代替可能性あり**」とされた公立・公的医療機関等

- ③ 分析結果を踏まえた地域医療構想調整会議における**検証**

医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、**医師の働き方改革の方向性**も加味して、**代替可能性のある機能の他の医療機関への統合**
病院の再編統合について具体的な協議・再度の合意を要請



- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、「具体的対応方針の再検証等の期限について」（令和2年8月31日付け医政発0831第3号厚生労働省医政局長通知）を发出。

公立・公的医療機関等の 具体的対応方針の再検証等について (令和2年1月17日付け通知)

当面、都道府県においては、「**経済財政運営と改革の基本方針2019**」における**一連の記載**(※)を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いする。

※経済財政運営と改革の基本方針2019の記載

- 医療機関の再編統合を伴う場合
→ 遅くとも2020年秋頃
- それ以外の場合
→ 2019年度中

経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定)

感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、**可能な限り早期に工程の具体化**を図る。

具体的対応方針の再検証等の期限について (令和2年8月31日付け通知)

再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」、社会保障審議会医療部会における議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、**厚生労働省において改めて整理の上、お示し**することとする。